

市土の利用区分の定義と把握方法

利用区分の分類と定義については、「国土プランナー必携（旧国土庁計画・調整局国土政策研究グループ、平成8年11月）」及び「土地利用区分別面積の把握方法（福岡県企画振興部土地対策課、平成元年4月）」に準拠し、下表の通り定める。

市土の利用区分及びその定義

利用区分	定義	把握方法
1. 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。	「農林水産統計年報」の耕作地面積の「合計」面積
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含み水路、農道を含まない。	「農林水産統計年報」の耕作地面積の「田」「畑」小計面積
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。（肥培管理されていないもの）	本市には存在しない。
2. 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	「(1) 国有林」 + 「(2) 民有林」の合計面積
(1) 国有林	ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ウ その他の省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林	本市には存在しない。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定める民有林	「福岡県林業統計要覧」県土から見た森林面積等の現況の森林の「民有林」面積
3. 原野	「林地のうち森林でない草生地」であり、他の利用区分との重複を避けるため、国有林野に含まれている原野 地域森林計画対象民有林に含まれている原野（未立木地として今後植林等により森林化されるところ） 河川敷内にある湿原、草原 採草放牧地として利用されている原野は除かれる。	「小郡データボックス」の地目別面積の「原野」の面積
4. 水面・河川・水路	水面・河川及び水路の合計である。	「(1) 水面」 + 「(2) 河川」 + 「(3) 水路」の合計面積
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面面積であり、堤体は含まないものである。	本市には人造湖及び天然湖沼は存在しない。小郡市の「ため池台帳」をもとに算出
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	前計画と同じとする。 （前回計画では 1/2,500 白図より求積）
(3) 水路	農業用排水路	水路面積 = (整備済水田面積 × 0.069(整備済水田の水路率)) + (未整備水田面積 × 0.039(未整備水田の水路率))

利用区分	定義	把握方法
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、舗道部、自転車道部及び法面等	「(1)一般道路」+「(2)農道」+「(3)林道」の合計面積
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道）	国県道：福岡県道路維持課「道路現況表」 市道：「小郡市データボックス」
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村道路台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道	農道面積 = (整備済水田面積 × 0.011(整備済水田の農道率)) + (未整備水田面積 × 0.033(未整備水田の農道率))
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道	本市には存在しない。
6. 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	「市町村税課状況等の調」土地利用総括表の宅地計の「評価総地積」+「非課税地積」
(1) 住宅地	「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの	「市町村課税状況等の調」土地利用総括表の小規模住宅用地・一般住宅用地の「評価総地積」+「非課税地積」
(2) 工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」で従業員10人以上の工場敷地面積	小郡都市計画基礎調査（平成14年12月） 「4.土地利用及び土地利用条件 2）土地利用（1）土地利用現況」の工業用地面積による
(3) その他の宅地	(1)(2)の区分のいずれにも該当しない宅地、事務所、店舗用地等	宅地から「(1)住宅地」、「(2)工業用地」を除いたもの
7. その他	市町村の行政区域面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」の各面積を差し引いたもの ：その他に含まれるものは以下の通り 学校、各種社会福祉施設、行政機関等の庁舎、鉄軌道用地等の交通施設用地、公園緑地等 ゴルフ場、遊園地等のレク用地 宅地造成途上の土地等、海岸線の砂浜	小郡市の総面積から、1～6の各面積の総和を差し引いた面積
(市街地)	国勢調査による「人口集中地区」 ：人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上の調査区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地域。	国勢調査「人口集中地区」面積

土地利用転換の内訳

単位：ha

利用区分	平成17年 (基準年次)	土地利用転換面積					合計	増減量 H17～H32	平成32年 (目標年次)
		大規模整備による 転換	道路整備 による転換	農村集落 内の都市 計画制度 による転換	産業用地 による転換				
農用地	2,090	-18.64	-11.56	-86.92	-90.00	-207.12	-207	1,883	
田	1,880	-14.84	-9.47	-78.30	-90.00	-192.61	-193	1,687	
畑	207	-3.80	-2.09	-8.62	-	-14.51	-14	193	
採草放牧地	-	-	-	-	-	-	-	-	
森林	153	-6.11	-0.58	-	-	-6.69	-7	146	
国有林	-	-	-	-	-	-	-	-	
民有林	153	-6.11	-0.58	-	-	-6.69	-7	146	
原野	34	-	-	-	-	-	-	34	
水面・河川・水路	375	-	-0.19	-	-	-0.19	-	375	
水面	75	-	-	-	-	-	-	75	
河川	190	-	-0.18	-	-	-0.18	-	190	
水路	110	-	-0.01	-	-	-0.01	-	110	
道路	419	+0.93	+17.75	+26.08	-	+44.76	+45	464	
一般道路	384	+1.59	+17.75	+26.08	-	+45.42	+46	430	
農道	35	-0.66	-	-	-	-0.66	-1	34	
林道	-	-	-	-	-	-	-	-	
宅地	806	+25.73	-3.21	+60.84	+90.00	+173.36	+173	979	
住宅地	627	+3.16	-2.83	+60.84	-	+61.17	+61	688	
工業用地	69	-	-0.02	-	+90.00	+89.98	+90	159	
その他の宅地	110	+22.57	-0.36	-	-	+22.21	+22	132	
その他	673	-1.91	-2.21	-	-	-4.12	-4	669	
小郡市総面積	4,550							4,550	

国土利用計画に関する国の方針

国が考える「今後の国土利用の基本的な在り方」

国土交通省に置かれた「国土利用計画研究会」では、今後の国土利用計画の在り方について検討しており、平成 17 年にその検討の中間取りまとめを行い、公表した。それによると、今後の国土利用計画の在り方として、以下のような事項が示されている。

これまでの国土利用計画

国土利用計画法制定時の国土利用上の中心的課題は工業化と都市化に伴う土地利用の混乱であった。国土利用計画には、土地利用転換の供給面からの限界とこれに対応した土地需要の調整の基本的方向を提示することが期待されていた。

今後の国土利用の基本的な在り方

今後の国土利用計画は、国土利用の質的向上に力点を置いたものとする必要がある。質的向上については、具体的には、安全性、持続可能性、美しさ・ゆとりの3つの向上を図ることが特に重要である。そのために特に必要な5つの施策は以下のとおりである。

- (1)ハードとソフトを融合させた総合防災への転換
- (2)水と緑のネットワークの形成
- (3)自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成
- (4)森林、農地の選択的管理と国民的経営
- (5)都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用

地方都市の課題と方向性

地方都市について以下のような課題や方向性が示されている。(抜粋)

<地方都市の課題>

都市的土地利用の拡大・拡散が続いてきたが、今後は人口減少により、市街地の縮小や人口密度の低下、これに伴う地域の活力の低下や低未利用地の発生が懸念される。また、より一層強まると予想される財政制約に伴い既存ストックの適切な維持管理が困難になるなどの問題も懸念されている。

<地方都市の基本的方向>

- ▼ 人口減少の進行に伴い、市街地は大幅に縮小、低密度化することが予測される。地域の活力を復活させるため、個性ある中心市街地の魅力を向上させることが重要。
- ▼ 特に市街地の低密度化が予測される地方都市では、都市基盤施設の維持管理コストの低減、CO₂排出抑制の観点から市街地を集約化し、郊外部に拡散した都市的土地利用の整序を推進することが必要。

〔出典：今後の国土利用の基本的な在り方に関する検討状況（平成 17 年、国土利用計画研究会）〕

国の新たな国土利用計画（第4次全国計画）の方向性

国土交通省に置かれた「国土審議会」は、平成19年に、国の新たな国土利用計画（第4次全国計画）の素案を公表し、以下の方向性を示している。

1. 国土の利用に関する基本構想【抜粋】

(1) 国土利用の基本方針

現状認識

今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(ア) 人口減少による土地利用効率の低下

人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては市街化圧力がさらに弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。都市内においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。

したがって、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き国土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 国土利用の質的向上への要請の高まり

以下のような国民的要請にこたえる国土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。

国土の安全性に対する要請

循環と共生を重視した国土利用を基本とすること

美（うるわ）しくゆとりある国土利用をさらに進めていくこと

(ウ) 総合的観点からの土地利用

以下のような新たな状況が見られる中、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものとしてとらえて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況が見られる。

都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況が見られる。

森づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況も見られる。

課題

土地需要の量的な調整

限られた国土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、国土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行う。

国土利用の質的向上

全体的に土地利用転換の圧力が低下している状況を、国土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、国土利用の質的向上を図る。

持続可能な国土管理

これらを含め国土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で国土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な国土管理」を行う。

課題への対応

(ア) 土地需要の量的調整に関して

人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。

土地利用の転換については、今後は全体として市街地の形成圧力がさらに弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行う。

(イ) 国土利用の質的向上に関して

安全で安心できる国土利用の観点

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な国土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林のもつ国土保全機能の向上等を図る。

循環と共生を重視した国土利用の観点

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と国土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮などを図ることにより、自然のシステムにかなった国土利用を進める。

美しくゆとりある国土利用の観点

国土の美（うるわ）しさの質を、地域が主体となって、総合的に高めていくことが重要である。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイライン等地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進める。

～以下略～

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

ア 都市

中心市街地等における都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発、地下空間の活用等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

新たな土地需要がある場合、既存の低未利用地の再利用を優先させ、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備する。

多様な国民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。

二次的自然としての農山漁村における景観、国土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を図る。 ～以下略～

ウ 自然維持地域

野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、劣化した自然環境では再生すること等により、適正に保全する。

～以下略～

〔出典：国土利用計画（全国計画） - 第4次計画改定に向けての専門委員会報告素案 - （平成19年、国土審議会）〕

第 2 次 小郡市国土利用計画策定の経緯

年 月 日	策 定 経 緯
平成 18 年 10 月 2 日	庁議提案（基本方針決定）
12 月 19 日	第 1 回国土利用計画策定委員会及びワーキングチーム会議
平成 19 年 3 月 14 日	第 2 回ワーキングチーム会議【基礎調査（素案）協議】
3 月 23 日	第 1 回小郡市国土利用計画審議会【委嘱状交付、諮問、基礎調査内容報告】
4 月 17 日	第 2 回国土利用計画策定委員会【基礎調査 6 章 7 章の協議】
5 月 25 日	第 3 回国土利用計画策定委員会【計画書（素案）協議】
6 月 20 日	第 4 回国土利用計画策定委員会【計画書（素案）協議】
7 月 4 日	第 2 回小郡市国土利用計画審議会【計画書（素案）説明】
7 月 24 日	第 5 回国土利用計画策定委員会【計画書（素案）協議】
8 月 2 日	第 3 回小郡市国土利用計画審議会【計画書（素案）審議】
8 月 24 日	第 6 回国土利用計画策定委員会【計画書（素案）協議】
8 月 31 日	第 4 回小郡市国土利用計画審議会【計画書（素案）審議】
9 月 11 日	福岡県朝倉農林事務所事前説明【計画書（素案）説明】
9 月 12 日	福岡県企画振興部地域政策課へ原案（1 回目）提出
9 月 14 日	庁議（素案の報告）
10 月 1 日	パブリック・コメント（意見募集）10 月 1 日～10 月 22 日
10 月 10 日	福岡県企画振興部地域政策課より原案（1 回目）修正内容受領
10 月 26 日	第 7 回国土利用計画策定委員会【計画書（素案）県協議修正 協議】
11 月 7 日	福岡県企画振興部地域政策課へ原案（2 回目）提出
12 月 10 日	福岡県企画振興部地域政策課より原案（2 回目）修正内容受領
12 月 18 日	福岡県企画振興部地域政策課へ最終原案提出
12 月 20 日	県協議終了（福岡県企画振興部地域政策課）
平成 20 年 1 月 15 日	第 5 回小郡市国土利用計画審議会【計画書（答申案）審議及び答申】
1 月 28 日	第 8 回国土利用計画策定委員会
2 月 1 日	庁議
2 月 18 日	市議会連絡会【答申報告】
3 月 19 日	市議会議決

小郡市国土利用計画審議会への諮問書

18小企第737号
平成19年3月23日

小郡市国土利用計画審議会会長 殿

小郡市長 平安正知

第2次小郡市国土利用計画に関する諮問

小郡市国土利用計画審議会条例（昭和54年小郡市条例第10号）第2条の規定に基づき、第2次小郡市国土利用計画の策定に関し、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 市土の利用に関する基本構想について
2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要について
3. 前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要について

小郡市国土利用計画審議会からの答申書

平成20年1月15日

小郡市長 平安正知 殿

小郡市国土利用計画審議会
会長 東原一馬

第2次小郡市国土利用計画の策定について（答申）

平成19年3月23日付け18小企第737号をもって、市長から諮問された標記のことについて、小郡市国土利用計画審議会条例（昭和54年小郡市条例第10号）第2条の規定に基づき、別紙「第2次小郡市国土利用計画について」のとおり答申します。

市長におかれましては、この答申を基に、市土の長期にわたる安定した均衡ある土地利用の確保に努めていただきますよう要望いたします。

小郡市国土利用計画審議会条例

小郡市国土利用計画審議会条例

昭和54年10月4日

条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小郡市国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市域における国土の利用に関する計画について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(平9条例28・平15条例15・平18条例4・一部改正)

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年7月28日条例第28号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日条例第15号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

小郡市国土利用計画審議会委員名簿

(順不同)

区分	氏 名	役 職 名	委嘱期間
第4条第1号委員	内 野 哲 朗	小郡市議会 議長	19年3月23日 ~ 審議終了
	成 富 一 典	小郡市議会 副議長	19年3月23日 ~ 審議終了
	松 尾 昌 弘	小郡市議会 総務文教常任委員長	19年3月23日 ~ 審議終了
	稲 益 理	小郡市議会 環境福祉常任委員長	19年3月23日 ~ 審議終了
	徳 富 正 夫	小郡市議会 都市建設常任委員長	19年3月23日 ~ 審議終了
第4条第2号委員	福 永 努	小郡市農業委員会 会長	19年3月23日 ~ 審議終了
	永利眞由美	小郡市教育委員会 委員	19年3月23日 ~ 審議終了
	鎌 田 康 秀	福岡県朝倉農林事務所 所長	19年3月23日 ~ 審議終了
	馬 場 満	福岡県久留米土木事務所 所長	19年3月23日 ~ 19年7月3日
	櫛 川 知 彦		19年7月4日 ~ 審議終了
第4条第3号委員	(会 長) 東 原 一 馬	小郡市区長会 会長	19年3月23日 ~ 審議終了
	石 井 一 男	小郡市環境衛生組合連合会 副会長	19年3月23日 ~ 19年7月3日
	永利陽三		19年7月4日 ~ 審議終了
	佐 々 木 勉	みい農業協同組合 理事	19年3月23日 ~ 審議終了
	林 田 吉 郎	小郡市商工会 会長	19年3月23日 ~ 19年7月3日
	野 崎 千 尋		19年7月4日 ~ 審議終了
	福 田 悦 子	小郡市観光協会 副会長	19年3月23日 ~ 審議終了
	(副 会 長) 佐々木登美子	おごおり女性協議会 委員	19年3月23日 ~ 審議終了
第4条第4号委員	井 上 忠 敏	福岡県議会議員	19年3月23日 ~ 審議終了
	大 森 洋 子	久留米工業大学 建築・設備工学科教授	19年3月23日 ~ 審議終了
	中 西 一	佐賀大学 経済学部助教授	19年3月23日 ~ 審議終了

小郡市国土利用計画策定委員会実施要綱

小郡市国土利用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づく第2次小郡市国土利用計画(以下「市計画」という。)の策定に関して、必要な事項の調査検討を行い策定事務の円滑な推進を図るため、庁内に小郡市国土利用計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市計画の原案の作成に関すること。
- (2) 市計画の策定に係る調査等必要な資料の収集並びに調整に関すること。
- (3) その他市計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定委員会の委員長は、総務部長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長である総務部長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて関係委員のみで会議を開催することができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員に対し会議への出席又は資料の提供を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 策定委員会が所管する事項に関し、より実働的に具体的調査並びに資料作成を行うため策定委員会にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、策定委員会の要請に応じて各所属長が推薦したもので構成する。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて庁議に事務の進捗状況を報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は、市計画を策定しその旨を県知事に報告を了したとき、効力を失う。

別表(第3条関係)

小郡市国土利用計画策定委員会

	職名
委員長	総務部長
副委員長	企画課長
委員	都市計画課長
"	農業振興課長
"	農業委員会事務局長
"	商工・企業立地課長
"	下水道課長
"	道路建設課長
"	建設管理課長
"	まちづくり推進課長
"	文化財課長

第2次 小都市国土利用計画
平成20年3月

発行 小都市 総務部 企画課
〒 838-0198
福岡県小都市小郡 255 番地 1